

# 農地中間管理事業に関する意見書

令和3年6月30日

福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第6条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

## 1 令和2年度の実施状況及び改善点について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大している中で、地域での取組が難しかったと思われるが、転貸面積（新規契約）が過去最高の実績を残せたのは評価できる。
- (2) 県全体の目標である担い手への農地集積率75%（令和5年度末）に向けて、農地中間管理事業の進め方を数値も含めて分かりやすく提示していく必要がある。
- (3) 人・農地プランの実質化と連携して農地中間管理事業を推進していくことは重要である。

一方で、新型コロナウイルス感染症の関係で、話合いが十分には行われにくい状況ではあるが、地域で核となる人を中心に話合いが進むよう工夫していく必要がある。

また、十分な話合いを進めていくに当たっては、福島県の農業構造や農業経営の特徴を踏まえた取組を進めていく必要がある。
- (4) 法人への転貸は今後も伸びていくことが予想されるため、法人に対する機構としての対応を強化していく必要がある。
- (5) 優良事例を横展開するため、手法や工夫した点などを検討していく必要がある。
- (6) 果樹作における新規就農の確保は非常に重要な課題である。農地中間管理事業を通じて、新規就農が促進されるよう関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。
- (7) 農地を耕作する人の確保は非常に大事である。農地中間管理事業が多様な経営体に活用されれば、福島県の農業の発展につながっていく。

(8) 転貸面積の実績に再契約の数値が入ると事業の実質的な成果が分かりにくい。そのため、農地の効率的な利用という観点から、新規契約と再契約の構成を分かりやすく提示・評価していく必要がある。

(9) 農地中間管理事業について、農業に関わる人だけではなく、農業に関心のある他産業の企業等にも伝わるよう広く周知していく必要がある。

## 2 令和3年度農地中間管理事業の取組について

○ 令和3年度農地中間管理事業推進方針に沿った取組をしっかりと進めていただきたい。

特に、令和3年度に限らず今後、遊休農地の解消のために、全国や県内の事例などを踏まえて、取組を強化していくこと。

(参考)

農地中間管理事業評価委員会の開催概要

(1)開催月日：令和3年6月21日(月)

(2)開催場所：福島県自治会館502会議室

(3)出席委員：荒井聡委員長

阿部哲也委員、大出隆秀委員、今野公司委員、三浦宏幸委員